

市有財産公売公告

下記のとおり市有財産を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び串間市財務規則（昭和41年串間市規則第3号）第107条の規定により公告する。買受希望の方は物件を熟覧のうえ、串間市財務規則並びに下記条件を承知して指定日時に入札して下さい。

令和7年11月25日

串間市長 武田 浩



記

以下、市有財産公売実施要項

1. 売払物件について（2件）

番号	物件（自動車）	初年度登録	総排気量	走行距離	車検	予定価格(円)
R7車-1	トヨタマイクロバス	平成18年度	4.00	122,229km	なし	360,000
R7車-2	トヨタエスティマ7人乗	平成25年度	2.36	164,872km	R9.10	460,000

2. 入札参加者の資格について（落札予定者決定後に資格要件に係る書類提出・確認のうえ契約を行う）

以下のいずれかに該当する場合は、市有財産売却へ参加することができないものとする。（入札時、誓約書提出）

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- （2）串間市暴力団排除条例（平成23年串間市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者又はこれらの利益となる活動を行っている者
- （3）日本国籍を有しない者（法人の場合は代表者が日本国籍を有しない者）
- （4）公有財産の買受について、一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者
- （5）串間市に納税義務を負っている者で、納付すべき市税等を完納していないもの
- （6）当該公有財産に関する事務に従事する市の職員
- （7）日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない者
- （8）18歳未満の者
- （9）購入物件の移動が可能な者

3. 物件説明の日時及び場所について（下記の期間随時。但し、正午から午後1時を除く）

12月8日（月）～12月12日（金） 財務課 午前10時から午後3時まで

4. 入札日時及び場所について

12月18日（木）午前10時00分 A会議室

※入札に必要な用紙（入札書、入札用封筒、委任状及び誓約書）は財務課（随時）で配布します。

問合せ先 財務課契約管財係：0987-55-1148（直通）

5. 入札保証金及び契約保証金について

- （1）入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金を市が指定する方法及び納付場所により納付しなければならない。
- （2）入札保証金には、利息を付さないものとする。
- （3）令和7年12月18日（木）午前10時までに、市が入札保証金納付を確認できない場合は入札に参加できないものとする。
- （3）落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- （4）入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に還付する。
- （5）落札者は、市が定める契約締結期限までに契約を締結しない等の場合、その落札を無効とし入札保証金

は市に帰属する。

- (6) 落札者は、本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。

契約保証金は、入札保証金と同額とし、契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

6. 売買代金の納付について

- (1) 売却代金の額は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(2) 納付方法

落札者は、納付期限までに売却代金の残金を、市の発行する納入通知書により一括で納付しなければならない。また、納入通知書による納付の場合、市が納付したことを確認するため、納付期限までに市に対して領収書の写しを提出しなければならない。なお、納付にかかる諸費用の一切は、落札者の負担とする。

(3) 納付期限

売買契約締結後30日以内に市発行の納付書により、市指定金融機関に納入することとします。

7. 契約条項を示す場所について

串間市役所 財務課

8. 入札の無効について

次の各号に該当する入札は無効とします。

- (1) 所定の様式以外に入札。
- (2) 郵送による場合で前日までに到着しない入札。
- (3) 入札保証金の金額不足及び入札保証金を納入しなかった入札。
- (4) 初度入札に参加しなかった方及び参加したが入札しなかった方の入札。
- (5) 串間市財務規則第113条第5項の各号に違反する入札。

9. 物件の引き渡し

- (1) 物件の引渡しは、次の期間及び場所にて、現状有姿により引渡すものとする。なお、落札者は車両の文字の削除を行い、削除部分の写真（画像）を遅滞なく提出すること。
- (2) 物件引渡しの手続及び諸費用は、落札者が負担する。
- (3) 落札者は、引渡期間を過ぎて売却物件の引渡しを受けない場合は「保管依頼書」を提出しなければならない。
- (4) 引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等について市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 引渡し時には、市有財産受領書を提出すること。
- (6) 引渡期間
売却代金納付後から1週間以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。その場合は翌営業日とする）
- (7) 市に提出した書類等については一切返却しない。
- (8) 落札後、契約を締結した時点で、売却物件に係る危険負担は落札者に移転する。
- (9) 引渡場所

串間市役所 財務課（庁舎駐車場）

10. 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金を納付したときに移転する。
- (2) 所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、引渡し後に落札者において登録手続及び名義変更等を行い、速やかに手続の完了をしたことが確認できる書類を市に提出すること。
- (4) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は落札者本人とする。
- (5) 落札者は落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

11. 書類の提出先、問い合わせ等連絡先

串間市 財務課 管財係

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地

電話0987-55-1148（直通）